

売却区分番号	広島局 176 - 1		
見積価額	1,885,000円	公売保証金	200,000円
財産の表示	1 所在 山口県宇部市松山町四丁目 地番 741番 地目 宅地 地積 223.59 平方メートル 2 (主である建物の表示) 所在 山口県宇部市松山町四丁目 741番地 家屋番号 741番 種類 居宅 構造 木造瓦葺 2階建 床面積 1階 184.43 平方メートル 2階 84.01 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域（非線引き） 近隣商業地域 準防火地域 高潮浸水想定区域：ハザードマップ（浸水深 0.5～3メートル） 建ぺい率 80 パーセント 容積率 300 パーセント		
接道状況	公売財産は、北側で幅員約 8 メートルの舗装市道に、西側で幅員約 6 メートルの舗装市道にほぼ等高に接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約 13 メートル、奥行き約 15.5 メートルの北西側に隅切りを有するほぼ整形の角地です。		
使用状況等	公売財産は、令和 7 年 2 月現在、利用されていません。		
特記事項	公売財産 1 は、公売財産 2 の敷地として利用されています。 公売財産 2 の新築年月日は不詳であり、昭和 35 年 3 月 10 日増築、昭和 48 年 6 月 15 日変更、増築、昭和 52 年 11 月 10 日増築、昭和 60 年 6 月 1 日増築が登記事項に記載されていますが、増改築等の詳細は不明です。 公売財産 2 は、天井が大きく破損している箇所や雨漏り等の痕跡が認められるほか、全般的に老朽化等の程度が著しい状態です。 公売財産 2 には、関係者等の生活用動産等が残されています。 以下の可能性が高いが、その詳細は不明です。 ・公売財産 2 の南側の底等が南側隣接地に越境している可能性 ・公売財産 2 の南側のブロック塀が南側隣接地にはみ出して設置されている可能性 ・公売財産 2 の東側の底が東側隣接地に越境している可能性 ・公売財産 1 の東側隣接地に存する建物の底が公売財産 1 に越境している可能性 公売財産 1 及び 2 は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		
住居表示等	山口県宇部市松山町 4 丁目 6 番 13		
最寄駅等	JR 宇部線「宇部岬」駅から北西方へ道路距離で約 0.6 キロメートル		

売却区分番号	広島局 176 - 1		
見積価額	1,885,000円	公売保証金	200,000円
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要がある、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。 この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。 国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。		
陳述書の提出	不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。 ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けているこ		

売却区分番号	広島局176 - 1		
見積価額	1,885,000円	公売保証金	200,000円
	とを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。		

売却区分番号

広島局 176 - 1

【所在図】



広島国税局公売財産



【公図】

広島国税局公売財産



売却区分番号

広島局 176 - 1

【地積測量図】

広島国税局公売財産

登記年月日：令和4年3月29日

地番 741

地積測量図

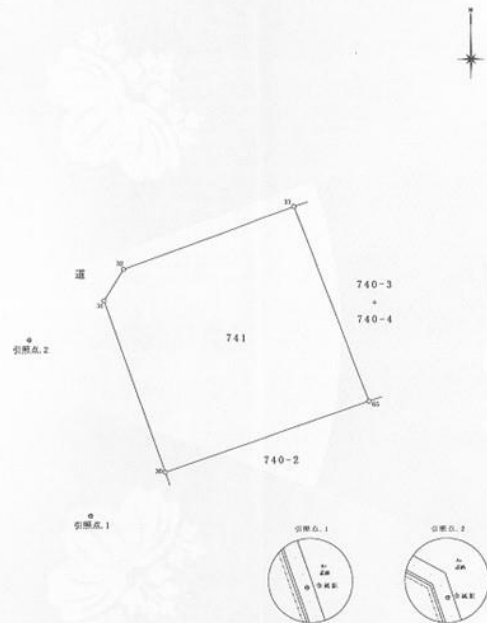
土地の所在 宇部市松山町四丁目

局番号	基準点コード	X	Y
021039	EL05131002902(山崎)	-219082.002	-97308.325
950413	EL05031727202(宇部)	-223981.210	-81371.836
021061	EL05030674701(北九州2)	96152.896	-2672.924

引張点からの距離					
引張点.1	X	-228448.940	Y	-83956.494	合 算 値
引張点.2	X	-228436.396	Y	-83966.703	合 算 値
距離点	観点	方位角	距離	備考	
引張点.1	引張点.2	0-00-00	13.232		
	32	26-38-29	17.729		
	31	22-35-22	15.358		
	65	86-23-05	21.632		

地番	NO	標高	X	Y	辺長	面積
741	22(※)		-228431.396	-83954.002	2.634	31-32
	21(※)		-228433.620	-83955.414	12.949	30-31
	30(※)		-228445.843	-83951.138	15.527	65-30
	65(※)		-228440.776	-83936.461	14.794	23-65
	23(※)		-228426.923	-83941.689	13.189	32-23
		辺面積	447.185050	㎡		
		面積	223.5925250	㎡	地積	223.59 ㎡

※公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$



測量年月日 令和4年2月7日
図 標 点 広島測量所

【建物図面】 【各階平面図】

広島国税局公売財産

登記年月日：平成29年3月29日

各階平面図

家屋番号 741番

建物図面 (各階平面図)

建物の所在 宇部市松山町4丁目241番地

平成29年3月29日登記

登記年月日：平成29年3月29日

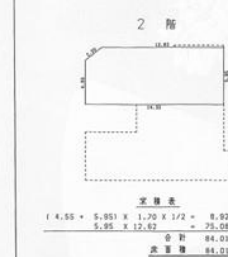
各階平面図

家屋番号 741番

建物図面 (各階平面図)

建物の所在 宇部市松山町4丁目241番地

平成29年3月29日登記



売却区分番号

広島局176-1

広島国税局公売財産

令和7年8月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 6 - 1



売却区分番号

広島局 1 7 6 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

【境界標】

売却区分番号

広島局 176 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 6 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影



- ※ 写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
- ※ カーポート、塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。